

中泊町津波避難計画



作成：平成 23 年 6 月 改訂：平成 29 年 4 月

目次

第1章 総則	3
1 計画の目的	3
2 津波避難計画の範囲	3
3 津波避難計画の定期的かつ継続的な見直し	3
4 津波避難計画で対象とする津波	3
5 地域一体となった対策の推進	3
6 津波避難計画において定める事項	4
7 用語の意味	4
8 想定される地震の規模・人的被害・建物被害等の状況	5
第2章 中泊町津波浸水予測図	6
1 中泊町における津波浸水面積	7
2 中泊町における地域海岸の設定	7
3 中泊町の代表地点における津波の最大水位及び影響	7
第3章 避難対象地域	7
第4章 指定緊急避難場所、避難経路等	8
1 緊急避難場所等（避難目標地点を含む）、津波避難ビルの指定・設定	8
2 避難路、避難経路の指定・設定	8
3 避難方法	8
第5章 初動体制	14
1 職員配備体制	14
2 職員の動員	14
（1）動員の方法	14
（2）勤務時間内における動員の方法	15
（3）勤務時間外における動員の方法	15
（4）勤務時間外における職員の心得	15
第6章 避難誘導等に従事する者の安全確保等	16
1 避難誘導に従事する職員の安全確保	16
2 海面監視に従事する職員の安全確保	16
3 退避ルールと情報伝達手段	16
第7章 津波情報の収集、伝達	17
1 情報の種類と発表基準	17
（1）津波警報等の種類、解説、発表される津波の高さ	17
（2）地震・津波に関する情報	18
2 情報の収集手段	19
3 その他の情報収集体制	19
（1）津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれがある段階	19
（2）津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階	19
4 津波警報等及び地震情報等の伝達	19
（1）津波警報等及び地震情報等の伝達方法	19
（2）一般住民に対する周知方法	20
（3）無線等で行う広報文例	21
（4）震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達	22
（5）災害が発生するおそれがある異常現象発見時の通報	22
（6）防災関係機関連絡先	22

第 8 章	避難勧告・指示の発令基準、伝達方法	2 3
1	実施責任者	2 3
	（1）避難の勧告及び指示	2 3
	（2）警戒区域の設定	2 4
2	避難の勧告、指示の基準	2 4
3	避難勧告等の伝達方法	2 4
	（1）周知徹底の方法、内容	2 4
	（2）関係機関相互の通知及び連絡	2 5
4	避難方法	2 5
	（1）原則的な避難形態	2 5
	（2）避難誘導	2 5
第 9 章	津波対策の教育・啓発	2 6
1	津波に対する心得	2 6
2	津波防災啓発の手段	2 6
3	津波防災啓発の内容	2 6
第 1 0 章	避難訓練の実施	2 7
第 1 1 章	その他の留意点	2 7
	【観光客、海水浴客、釣り人等】	
1	情報伝達	2 7
	【要配慮者】	
1	情報伝達	2 8
2	避難行動の援助	2 8
	ハザードマップ	2 9

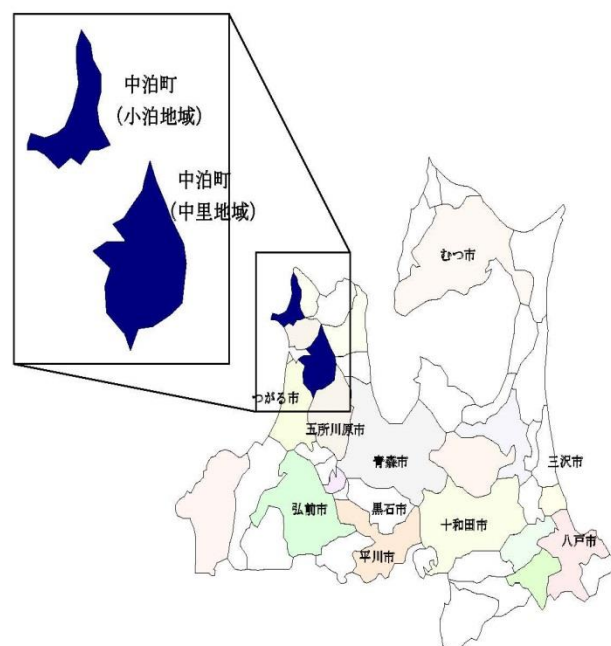
第1章 総則

1 計画の目的

中泊町は津軽半島の中央部を走る津軽山地の西側に位置する北津軽郡に属し、西は「つがる市」と「日本海」、南北は「五所川原市」、そして東は「外ヶ浜町」と接している。

津波対策においては、「強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、また異常な水象を知ったときや津波警報（大津波警報）が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（高台等）へ避難する。」という津波への意識高揚を図ることが、人的被害を軽減する上で何よりも大切となる。

本計画は津波避難対象地域や避難場所及び避難路の指定、津波予報等の情報収集・伝達の手順そして避難勧告や指示の発令等について定めるものである。



2 津波避難計画の範囲

本計画は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うためのものである。

3 津波避難計画の定期的かつ継続的な見直し

津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化に応じて定期的かつ継続的に見直しを行う。

4 津波避難計画で対象とする津波

津波避難計画で対象とする津波は、最大クラスの津波に限らず、当該地域の施設設備の状況や地域特性等を踏まえて選択した津波を対象とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）

なお、L2津波については平成26年9月の国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」を踏まえ、本県での青森県海岸津波対策検討会の結果に基づくものである。

- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1津波）

5 地域一体となった対策の推進

地域の地形・環境、津波浸水想定・津波到達時間、集落の構造等地域の特性に応じ、「中泊町津波避難に関する検討会」の中で地域住民等の意見を踏まえ、一体となって対策を推進する。

6 津波避難計画において定める事項

津波避難計画において定める事項は次のとおりである。

1	津波浸水想定区域図	①最大クラスの津波の設定 ②計算条件の設定（断層モデルの設定等） ③津波浸水シミュレーションの実施 ④津波浸水想定（浸水の区域及び水深）の設定 ⑤津波到達予想時間の想定	県公表
2	津波対象地域	津波浸水想定区域図に基づき避難対象地域を指定	
3	避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出	
4	指定緊急避難場所等、避難経路等	緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定	
5	初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化	
6	避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備	
7	津波情報の収集、伝達	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等	
8	避難勧告・指示の発令基準、伝達方法	避難指示、勧告の発令の基準、手順、手段等	
9	津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等	
10	避難訓練の実施	避難訓練の実施体制、内容等	
11	その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、要配慮者の避難対策	
12	ハザードマップ	津波浸水想定、津波到達予想時間、指定緊急避難場所、指定避難所等	

7 用語の意味

用いる用語の意味等は次のとおりとする。

用語	用語の意味等	
津波浸水予想区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域より広い範囲で指定する。	
避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の道路で町が指定に努める。	避難路及び避難経路を総称して、「避難経路等」と表す
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織（又は町内会）、住民等が設定する。	
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。町が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なり、それらが整備されていないこともあり得る。	指定緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して、「避難先」と表す
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織（又は町内会）、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。	
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を町が指定する。	
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	

8 想定される地震の規模・人的被害・建物被害等の状況

県の調査によると、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震、内陸直下型地震のうち、太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と、県が平成7年度から9年度にかけて実施した被害想定調査の想定地震を上回るものであったことから、県は27年度に科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した被害想定を実施した。

【平成27年度青森県地震・津波被害想定調査結果】

(1) 青森県

	死者・負傷者数	建物全半壊数	津波第1波到達時間
太平洋側海溝型地震	47,000人	201,000棟	
日本海側海溝型地震	11,400人	53,000棟	
内陸直下型地震	12,900人	64,000棟	

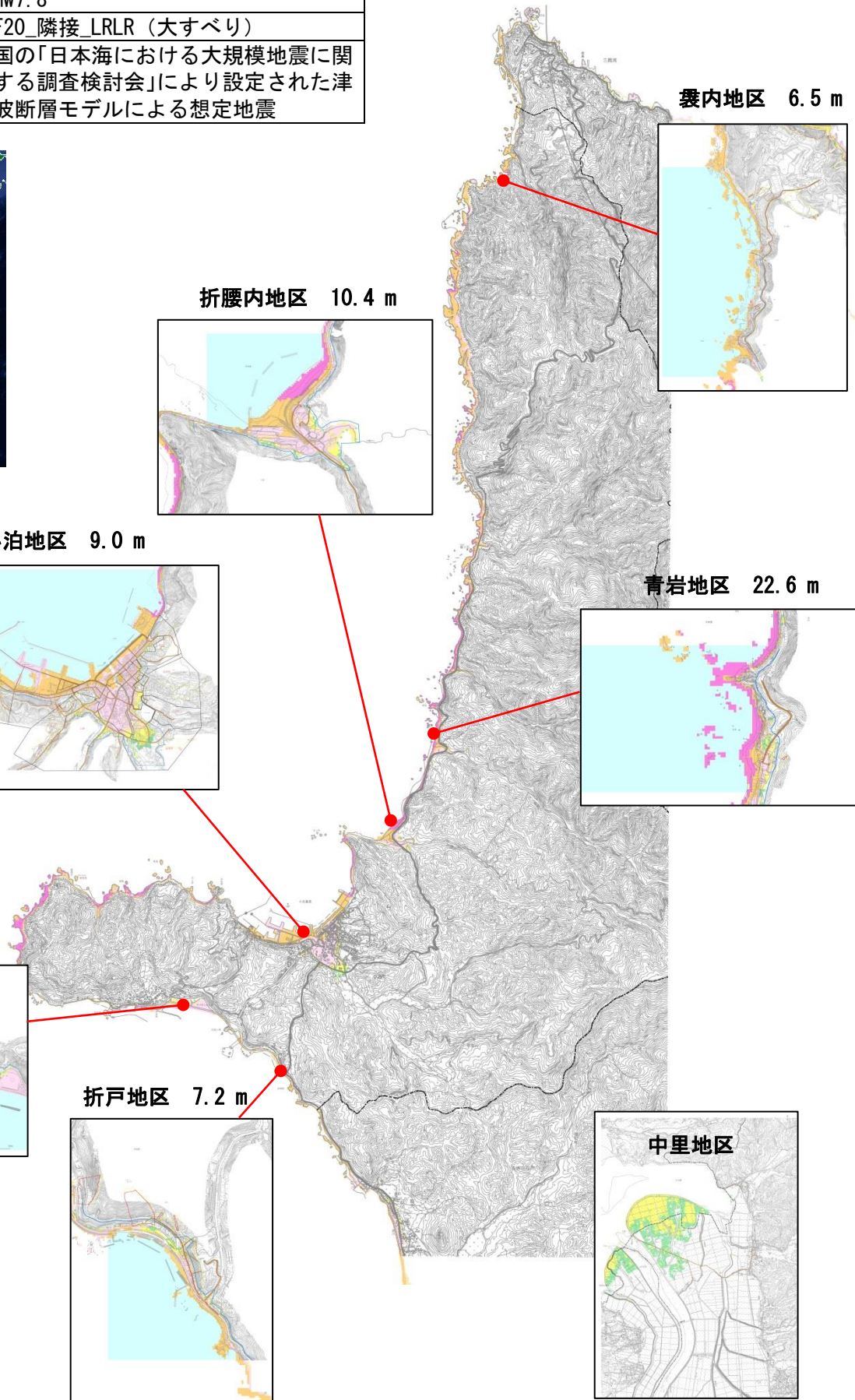
(2) 中泊町

	死者・負傷者数	建物全半壊数
太平洋側海溝型地震	70人	670棟
日本海側海溝型地震	1,130人	3,000棟
内陸直下型地震	0人	30棟

※ 太平洋側はマグニチュード9.0、日本海側はマグニチュード7.9、内陸直下型は6.7を想定

第2章 中泊町津波浸水予想図

対象津波	H26 F20 (隣接 LRLR) 想定地震津波
マグニチュード	Mw7.8
使用モデル	F20_隣接_LRLR (大すべり)
解説	国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」により設定された津波断層モデルによる想定地震



1 中泊町における津波浸水面積

津波浸水予測の結果
4.3 km ²

2 中泊町における地域海岸の設定

地域海岸名	海岸名	箇所名
竜泊地域海岸	竜飛漁港海岸～小泊漁港海岸	外ヶ浜町三厩～中泊町小泊折戸
七里長浜地域海岸	折戸・脇元海岸～北金ヶ沢漁港海岸	中泊町小泊折戸～深浦町北金ヶ沢

3 中泊町の代表地点における津波の最大水位及び影響開始時間

代表地点	地震名	L2 津波				L1 津波	
		第一波		最大波（第二波以降）		津波影響 開始時間	津波影響 開始時間
		最大水位	到達時間	最大水位	到達時間		
折戸	日本海	7.2m	21分	第一波が最大	同左	18分	31分
下前	〃	4.3m	18分	〃	〃	16分	29分
小泊	〃	9.0m	22分	〃	〃	15分	32分
折腰内	〃	10.4m	22分	〃	〃	15分	32分
袈内	〃	6.5m	19分	〃	〃	12分	28分

※1 「代表地点」とは各市町村の代表地区の海岸線から100～500m程度沖合の地点

※2 「津波影響開始時間」とは海域を伝播してきた津波により、代表地点において初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間をいう。

※3 「第一波到達時間」とは代表地点において第一波の最大到達高さが生じるまでの時間をいう。

第3章 避難対象地域

避難対象地域（地区）は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

対象地域（地区・集落）は次のとおりとする。

地域	地区	町内名	人口	避難対象世帯	避難対象人口
中泊町小泊	小泊	花丘町	198	2	4
		入舟	161	43	121
		浜町	206	96	206
		上町	345	93	211
		派立	436	201	506
		温泉町	292	124	292
		新町1	268	129	268
		新町2	224	105	219
	下前	若葉町	347	15	36
		下前上	303	22	48
		下前中	216	15	35
	折戸	下前浜	193	50	102
		折戸	44	18	44
	袈内	袈内	9	4	9
		計		3242	917

※1 避難対象人口は、図面から住宅と思われる戸数を読み取り、平均世帯数を乗じた数である

第4章 指定緊急避難場所、避難路等

町長及び住民等は、住民等一人ひとりが緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し、津波避難を円滑に行うために、緊急避難場所等を指定・設定するとともに、指定・設定した緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

1 緊急避難場所等（避難目標地点を含む）、津波避難ビルの指定・設定

(1) 緊急避難場所等の指定・設定

ア 町長は、緊急避難場所が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を緊急避難場所に指定するよう努める。

イ 住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。

ウ 津波避難計画策定指針に基づき、避難開始時間2分を使用し、避難可能距離を算出する。

避難可能距離： 12分（最短到達 袋内）－2分＝10分（600秒） $1\text{m}/\text{秒} \times 600\text{秒} = 600\text{m}$

ただし、要配慮者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離、避難手段などを考慮し、津波避難計画策定指針に基づき、**避難限界距離 500m**を使用する。

(2) 津波避難ビルの指定

町長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難する必要がある場合は、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定する。

2 避難路、避難経路の指定・設定

(1) 町長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。

(2) 指定緊急避難場所まで避難するいとまがない場合は、自主防災組織等の地域の取り決めとして応急避難場所及び避難経路を設定する。

3 避難方法

避難にあたっては、自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩とし、川を横断しない。

(1) 家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。

(2) 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれが高いこと。

(3) 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高いこと。

ただし、避難対象区域外までの距離が500mを超える場合又は津波到達予想時刻までに避難が間に合わない可能性がある水産物加工処理施設、要配慮者施設については車避難の対象とする。折腰内地区と温泉町、袋内地区は状況に応じて車避難の対象とする。

指定緊急避難場所、避難路、避難経路、指定避難所は次のとおりとする。

避難対象地域	避難対象人口	指定緊急避難場所			指定避難所		
			海拔高	避難路 避難経路		海拔高	収容可能人数
小泊	1863人						
花丘町	4人	共同墓地駐車場 花丘団地駐車場	20m 17m	墓地公園線 花丘町1号線	小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド	49m	800人
入舟	34人 87人	入舟高台① 入舟高台②	28m 16m	県道権現崎線 甲尾崎山線 築港線 大山長根線 大山長根線林道 嗽沢線	小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド	49m	800人
浜町	206人	稲荷山避難所	24m	県道権現崎線 小泊海岸線 正行寺線 浜町1号線 漁火1号線 漁火2号線 漁火4号線 避難階段、避難路	稲荷山避難所 稲荷山防災広場 小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド	24m 49m	130人 800人
上町	159人 52人	稲荷山避難所 上町高台	24m 15m	国道339号 県道権現崎線 小泊中学校1号線 正行寺線 脇元割長根線林道 避難階段、避難路	稲荷山避難所 稲荷山防災広場 小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド 小泊克雪センター	24m 49m 22m	130人 800人 300人
派立	315人 191人	稲荷山避難所 上町高台	24m 15m	国道339号 県道権現崎線 小泊小学校線 小泊中学校1号線 小泊海岸線 浜野新町線 浜町1号線 派立1号線 派立3号線 小泊中学校2号線 小泊中央線 浜野9号線 浜野山口線 脇元割長根線林道 避難階段、避難路	稲荷山避難所 稲荷山防災広場 小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド	24m 49m	130人 800人
温泉町	231人 61人	国道339号(折腰内方面) 共同墓地駐車場 花丘団地駐車場	16m 20m 17m	国道339号 小泊小学校線 母沢線 墓地公園線 幼稚園線 朝間2号線	小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド 小泊克雪センター	49m 22m	800人 300人
新町1	36人 122人 73人 37人	稲荷山避難所 新町1高台 若葉町高台 共同墓地駐車場 花丘団地駐車場	24m 35m 20m 20m 17m	小泊中学校1号線 新町2号線 新町3号線 新町4号線 新町5号線 新町7号線 新町8号線 若葉町8号線 墓地公園線 花丘町1号線 小泊中央線 亀沢2号線 新町11号線 農道 亀沢線 農道 砂山線	小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド	49m	800人

	新町2	94人 125人	若葉町高台 共同墓地駐車場 花丘団地駐車場	20m 20m 17m	新町1号線 新町2号線 新町3号線 新町4号線 新町8号線 若葉町1号線 若葉町2号線 若葉町8号線 若葉町9号線 花丘町1号線 墓地公園線 小泊中央線	小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド	49m	800人
	若葉町	14人 22人	若葉町高台 共同墓地駐車場 花丘団地駐車場	20m 20m 17m	若葉町1号線 若葉町2号線 若葉町8号線 若葉町9号線 花丘町1号線 墓地公園線 小泊中央線	小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド	49m	800人
	下前	185人						
	下前上 下前中 下前浜	48人 35人 102人	下前上高台 下前中高台 下前浜高台① 下前浜高台② 下前浜高台③ 下前浜高台④	12m 17m 14m 22m 24m 22m	県道権現崎線 下前学校1号線 下前海岸2号線 下前学校3号線 喜楽町線 下前海岸1号線 中間線 淵岩1号線 淵岩2号線 淵岩3号線 白岩1号線	旧下前小学校体育館 旧下前小学校グラウンド 熊野神社 熊野神社境内	37m 28m	780人 60人
	折戸	44人	折戸防災広場	31m	国道339号 折戸下前線 折戸5号線 旧折戸線 避難階段、避難路	折戸避難所 折戸防災広場	31m	125人
	袈内	9人	袈内高台	29m		ホテル竜飛		
	折腰内		道の駅高台	24m		小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド	49m	800人
	青岩		青岩高台	32m		小泊中学校体育館 小泊中学校グラウンド	49m	800人
	計	2101人						2195人

小泊地区

●印は避難目標地点または指定避難所



新町1高台



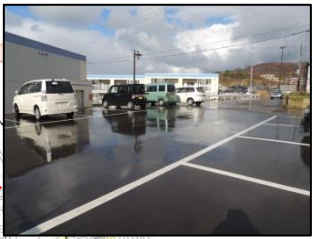
若葉町高台



稲荷山避難所



花丘団地駐車場



共同墓地駐車場



国道339号脇



上町高台



小泊克雪センター



小泊中学校体育館



入舟高台②



入舟高台①



下前地区

●印は避難目標地点または指定避難所

下前浜高台②



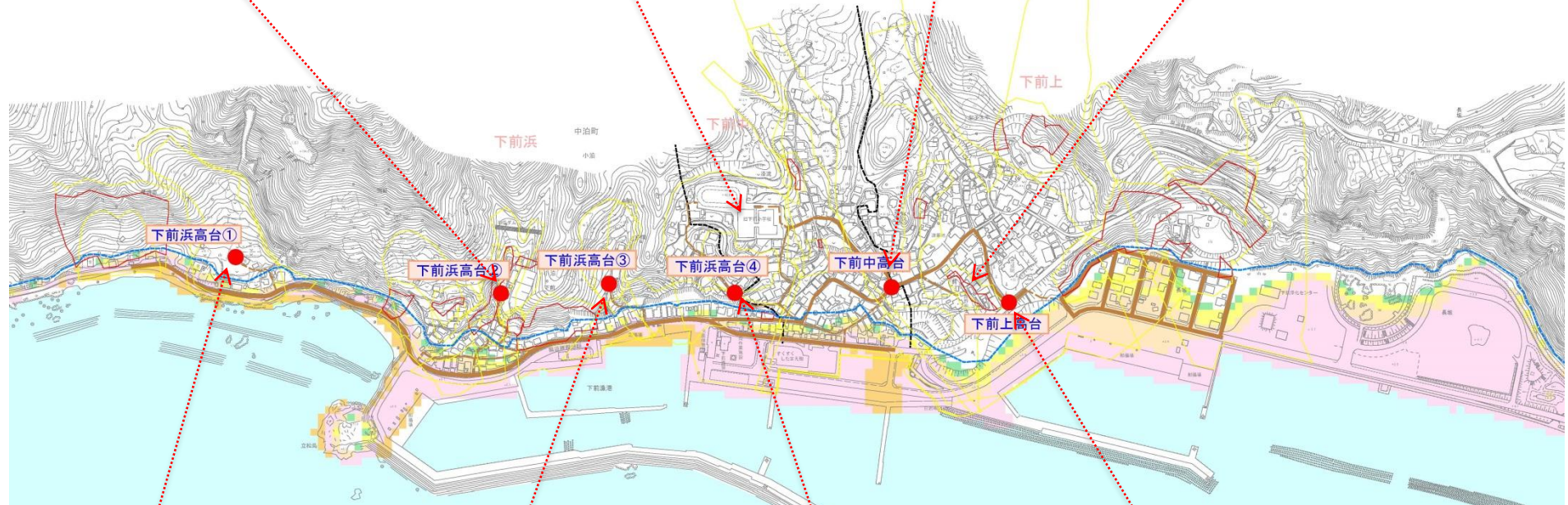
旧下前小学校体育館



下前中高台



熊野神社



下前浜高台①



下前浜高台③



下前浜高台④



下前上高台



0 400 500m

折戸地区

●印は避難目標地点または指定避難所



折戸避難所



巖内地区

●印は避難目標地点



巖内高台



青岩地区

●印は避難目標地点

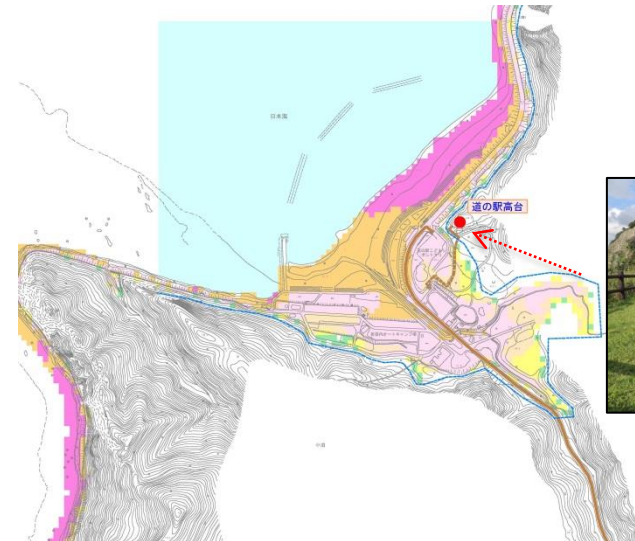


青岩高台



折腰内地区

●印は避難目標地点



道の駅高台



第5章 初動体制

津波警報（大津波警報）及び津波注意報が発表された場合の町職員の配備体制及び動員方法は以下のとおりである。

1 職員配備体制

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
<p>警戒配備</p> <p>災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢</p>	<ol style="list-style-type: none"> 津波注意報が発表されたとき 町内で震度4を観測する地震が発生したとき 町長が特にこの配備を指示したとき 	<ol style="list-style-type: none"> 総務課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。 	<ol style="list-style-type: none"> 関係課及び災害警戒対策要員が対処する。 休日等の勤務時間外は、関係課の災害警戒対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
<p>非常配備</p> <p>全庁をあげて対処する態勢</p>	<ol style="list-style-type: none"> 町内で震度5弱、5強を観測する地震が発生したとき 津波警報が発表されたとき 町長が特にこの配備を指示したとき 	<ol style="list-style-type: none"> 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する。 	<ol style="list-style-type: none"> 各課の災害警戒対策要員が対処する。 休日等の勤務時間外は、各課の災害警戒対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
	<ol style="list-style-type: none"> 町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 大津波警報が発表されたとき 町長が特にこの配備を指示したとき 	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。 	<ol style="list-style-type: none"> 全職員が対処する。 休日等の勤務時間外は、全職員が登庁して対処する。

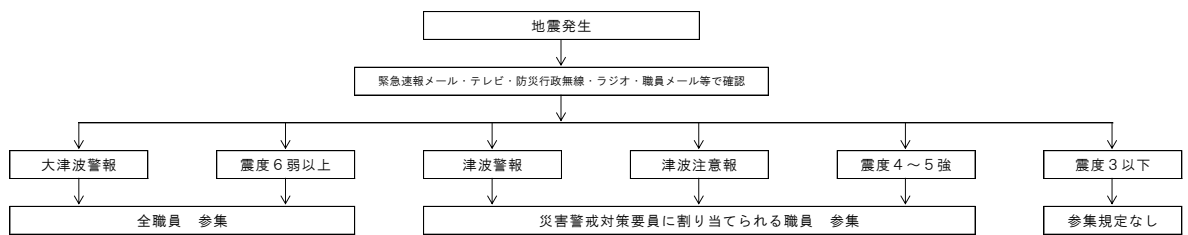
※1 「関係課」とは、町長が防災に関わりがあるものとして指定した課をいう

※2 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策にあたることとして指名した職員をいう

2 職員の動員

(1) 動員の方法

職員の動員は、初動マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待たずに直ちに参集する「自主参集」による。



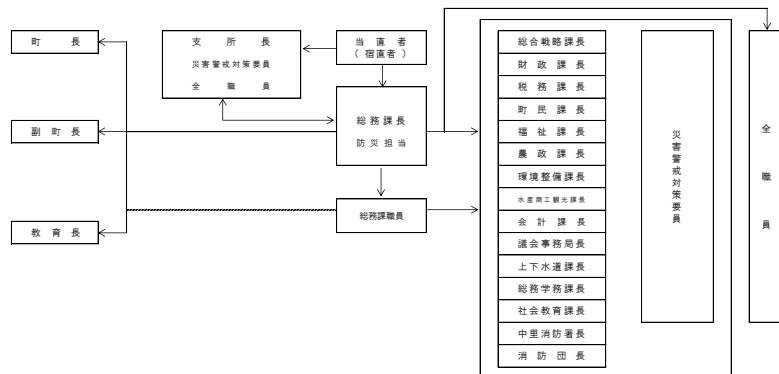
- ア 職員動員の方法等に係る初動マニュアルをあらかじめ定めておくものとする。
- イ 自主参集した職員及び動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。
- ウ 班長は、応急対策に必要な職員の調整を行っても、なおかつ、不足し活動に支障があると判断したときは、総務課長に応援職員の配置を求めることができる。
- エ 総務課長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 勤務時間内における動員の方法

- ア 各課長（対策本部員）は町長（本部長）の命を受けて緊急初動班を構成し、職員の動員要請を行う。
- イ 動員要請を受けた職員は直ちに登庁し、班長又は副班長の指示を受ける。
- ウ 班長は応急対策に必要な職員が班内における調整を行っても、なおかつ、不足が生じて活動に支障があると判断したときは、総務課長に応援職員の配置を求めることができる。
- エ 総務課長は応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(3) 勤務時間外における動員の方法

- ア 当直者（宿直者）は庁内に設置している震度計を確認し、震度4以上の場合は総務課長、支所長、防災担当者へ連絡する。
- イ 連絡を受けた総務課長、防災担当者は職員メール等により町長、副町長、教育長、災害警戒対策要員、場合によっては全職員に連絡し、ただちに登庁を求める。



(4) 勤務時間外における職員の心得

- ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、または災害の発生が予想されるときは、初動マニュアルに基づき速やかに上司の指示を仰ぎ、所定の場所に登庁し、応急対策活動に従事することに努めなければならない。
- イ 職員は、出勤途上で知り得た災害状況または災害情報を班長または副班長に報告する。

第6章 避難誘導等に従事する者の安全確保等

1 避難誘導に従事する職員の安全確保

- (1) 避難誘導を行う職員は無線等の通信機、ラジオの携行及びライフジャケットを着用すること。なお、地震発生から津波到達までの時間が短い場合には、自らの退避と住民の避難誘導を優先すること。
- (2) 町災害対策本部等は、関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間（または時刻）を判断し、避難誘導に従事する職員に伝達する。
- (3) 原則として、避難誘導員は2名以上として活動することとし、安全管理に特に留意する。
- (4) 避難誘導に従事する職員は、無線機で災害対策本部等と連絡を取り、その指揮下で活動する。
- (5) 避難誘導に従事する責任者は、災害対策本部等と連絡が取れない状況となった場合は、周囲の状況に特に注意するとともに職員を速やかに安全なところに退避させること。
- (6) 津波災害時の活動にあたっては、必ずライフジャケットを着用すること。
- (7) 車両を離れる場合で、3名以上の誘導員が確保できる場合には、原則として1名を車両に残し、災害対策本部等との連絡、情報収集、周囲の警戒にあたらせること。車両を離れる者は、原則として無線機を携帯し、ラジオ等からの津波情報にも十分留意すること。車両はできる限り見晴らしの良い所に停車させ、直ちに退避できるように停車位置や向きに配慮すること。

2 海面監視に従事する職員の安全確保

海面監視を職員が行う場合は、安全な高台等で行うことを原則とする。危険を感じた場合は、直ちに、より安全な場所に退避するとともに、その旨、災害対策本部等に連絡する。

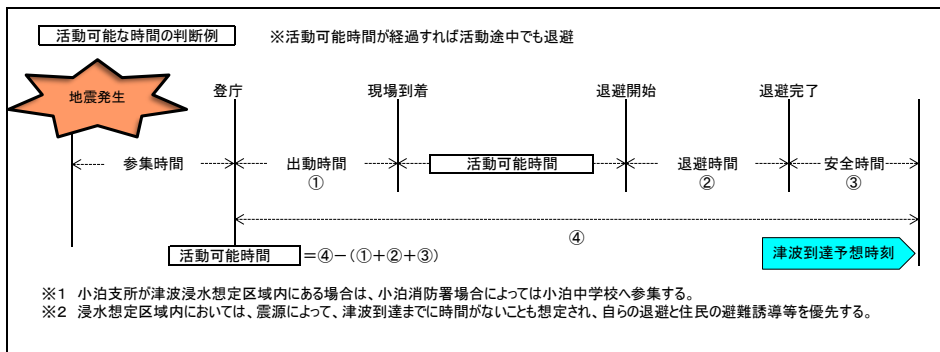
3 退避ルールと情報伝達手段

(1) 退避ルール

ア 津波浸水想定区域内にいる職員は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。

イ 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避時間（安全な高台等へ避難するために要する時間）」や「安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）」を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。

(2) 災害対策本部等は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。



第7章 津波情報の収集、伝達

1 情報の種類と発表基準

(1) 津波警報等の種類、解説、発表される津波の高さ

気象庁が発表する津波予報は、次表のとおりである。なお、当町の津波予報区は青森県日本海沿岸である。

ア 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

イ 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※津波の高さ： 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう

(2) 地震・津波に関する情報

気象庁本庁等及び青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。

ア 地震情報・津波情報の種類

地震情報	<p>(ア) 震度速報 震度 3 以上を観測した地域の最大震度とその地域名を発表</p> <p>(イ) 震源に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表</p> <p>(ウ) 震源・震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度 3 以上の地域名などを発表</p> <p>(エ) 各地の震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度 1 以上の地点名などを発表</p> <p>(オ) その他の情報 地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震の回数を発表</p>
津波情報	<p>(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 津波予報区（青森県日本海沿岸・青森県太平洋沿岸・陸奥湾）ごとの津波の第一波が到達する予想時刻及び予想される津波の高さ</p> <p>(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 津波予報区（青森県日本海沿岸・青森県太平洋沿岸・陸奥湾）ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに地点（深浦・むつ市関根浜・八戸港・竜飛・むつ市大湊・青森・むつ小川原港）ごとの満潮時刻及び津波の第一波が到達する予想時刻</p> <p>(ウ) 津波観測に関する情報 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表 （深浦・むつ市関根浜・八戸港・竜飛・青森・むつ小川原港） ※最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表</p> <p>(エ) 沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 （青森八戸沖・青森深浦沖） ※最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表</p> <p>(オ) 津波に関するその他の情報 津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く。）を含めて発表。</p>

イ 情報の発表基準

気象庁本庁等及び青森地方気象台は、次の場合に発表する。

- (ア) 津波警報等が発表されたとき
- (イ) 県内で震度 1 以上を観測したとき

ウ 情報の内容

- (ア) 地震の概況（発震時分、有感地域、震央の位置、震源の深さ、気象庁本庁の決定した地震の規模、各地の規模、各地の震度、その他の観測成果等）
- (イ) 津波予報の解説
- (ウ) 津波の概況
- (エ) 上記のほか地震の資料に基づき必要と認めた事項

2 情報の収集手段

時間経過	気象庁からの情報	青森県防災情報ネットワーク
地震発生後 約2分	地震情報 「震度速報」	なし
地震発生後 約3分	津波予報 「津波予報（発表）」＝津波警報・注意報	JWA 津波情報
	津波情報 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」	JWA 津波情報
	津波情報 「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」	JWA 津波情報
地震発生後 約5分	地震情報 「震源・震度に関する情報」	なし (県庁内はあり)
	地震情報 「各地の震度に関する情報」	なし (県庁内はあり)
	津波情報 「津波観測に関する情報」	JWA 津波情報

3 その他の情報収集体制

(1) 津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれがある段階

震度4以上の地震を感じたとき、また弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

ア 水産商工観光課の職員、小泊消防署員は、青森地方気象台からなんらかの通報が届くまで、少なくとも30分は海面の状態を監視する。

ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

イ 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生後は放送を聴取する。

ウ 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

(2) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階

ア 小泊支所及び水産商工観光課の職員、小泊消防署員は、直ちに海面監視を実施する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

イ 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

監視場所	監視人
海水浴場	水産商工観光課
小泊海岸岸壁	小泊消防署、小泊支所
小泊漁港岸壁	小泊漁業協同組合
下前漁港岸壁	下前漁業協同組合
監視カメラ	小泊支所

4 津波警報及び地震情報等の伝達

(1) 津波警報等及び地震情報等の伝達方法

ア 関係機関から通報される、または全国瞬時警報システム（Jアラート）等により受信した津波警報等及び地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直が受領する。

イ 宿日直者が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

ウ 津波警報等及び地震情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課	57-2111	庁内放送	関係課長へ電話 (宿日直員が受領した場合は、宿日直員が関係課長へ電話)	津波注意報・警報 (地震情報等)
総務課長	中里消防署	57-2370	電話 57-2370 F A X 57-4153	電話 F A X	〃
総務課長	小泊消防署	64-2375	電話 64-2375 F A X 64-3119	電話 F A X	〃
農政課長	つがるにしきた 農業協同組合 中泊支店 武田事業所 内潟事業所 小泊出張所 十三湖土地改良区	57-2240 57-2216 58-2509 64-2002 57-2708	電話 F A X F A X 57-2157 F A X 57-4522 F A X 58-3178 F A X 64-3249 電話 F A X 57-3614	受領責任者へ電話	〃
水産商工観光課長	小泊漁業協同組合 下前漁業協同組合	64-2641 64-2211	F A X 4-3951 F A X 64-3949	宿直員へ電話 宿直員へ電話	〃

(2) 一般住民に対する周知方法

次のとおりとする。

ア 津波予報が発表される前で、災害発生のおそれがある段階

(ア) 震度4以上の地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線（同報無線）、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

(イ) 引き波等異常な水象を知ったときは、県、五所川原警察署及び関係機関に通報するとともに上記に準じた措置を行う。

イ 津波予報が発表され、災害発生のおそれがある段階

沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線（同報無線）、広報車、エリアメール等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長 中里消防署長 小泊消防署長	全町民	広報車、防災行政無線（Jアラート等を含む。） エリアメール	津波警報
農政課長	全農家	広報車、防災行政無線、口頭	津波注意報
水産商工観光課長	全漁師 観光客	広報車、防災行政無線、口頭	津波注意報

防災行政無線による情報の伝達については、勤務時間内においては町（総務課）が、勤務時間外においては中里消防署・小泊消防署が行う。

なお、青森県日本海沿岸に津波注意報、警報、特別警報（大津波警報）が発表された場合はJアラートの自動起動により一斉配信する。

（3）無線等で行う広報文例

ア 震度4以上の地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、津波警報等の情報が入手できないとき

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、防災中泊広報。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波が予想されるため、〇〇時〇〇分、〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

イ 異常な水象（海面の変動等）を知ったとき

- こちらは、防災中泊広報。
- ただいま〇〇時〇〇分頃、異常な海面の変動が発生しました。
- 沿岸地区の住民の皆さんは、津波の危険がありますので、直ちに指定された避難場所や高台など安全な場所に避難してください。

ウ 津波注意報発表時

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、防災中泊広報。
- 津波注意報が発表されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地域に津波災害に関する避難勧告を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

エ 大津波警報・津波警報発表時

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、防災中泊広報。
- 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

〈津波警報等・地震情報等の伝達〉

津波警報等・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

地震情報等を受けたとき、または町長が津波のおそれがあると認めたときは、沿岸住民に対する津波警報等の周知及び発令を行う。

区分	打鐘標識	サイレン標識	その他
津波注意報	●-●-● ●----●	10秒 2秒 10秒	広報車、防災行政無線(同報無線)、エリアメール等
津波警報	●----● ●----●	5秒 6秒 5秒	〃
大津波警報	●----●----●----●	3秒 2秒 3秒	〃
津波注意報 (津波注意報解除) (津波警報解除)	● ● ●----●	10秒 3秒 1分	〃

(4) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

迅速な初動活動実施のため、震度情報のネットワークシステムにより震度3以上を感知した場合は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は当直者(宿直者)が前記4の(1)に準じて伝達する。

(5) 災害が発生するおそれがある異常現象発見時の通報

ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、町長または警察官若しくは海上保安官に通報する。

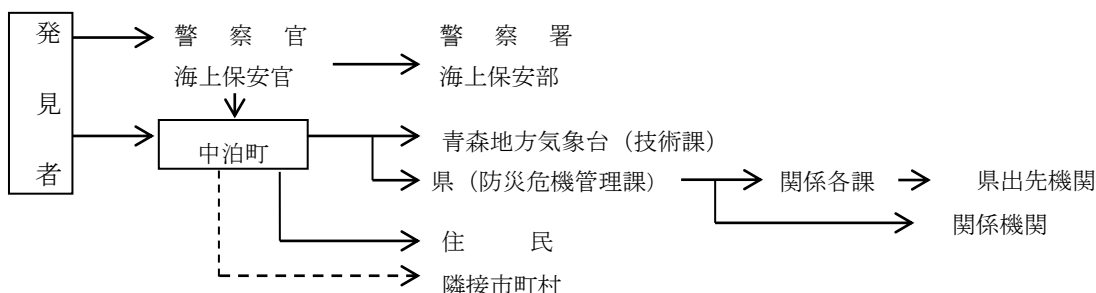
イ 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官または海上保安官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署または海上保安官に通報する。

ウ 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。



(6) 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡責任者	備考
五所川原警察署	35-2141	警備課長	
中里消防署	57-2370	当番隊長	
小泊消防署	64-2375	〃	
青森地方気象台	017-741-7411	技術課長	
青森県	017-734-9088	防災危機管理課職員	

第8章 避難勧告・指示の発令基準、伝達方法

避難とは、津波が発生し、または発生するおそれがある場合において災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、必要に応じて避難所に収容し、人命保護と避難者の援護を図ることをいう。

1 実施責任者

(1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長（副町長不在の場合は教育長）が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるときまたは町長から要求があったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（〃）	災害対策基本法第61条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第94条
知事またはその命を受けた職員水防管理者（町長）	洪水または高潮による氾濫からの避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	地すべり等防止法第25条

(2) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上的場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないときまたはこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法第63条
海上保安官	災害全般 同上的場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上的場合においても、町長及び警察官がその場にはいないとき	災害対策基本法第63条
消防吏員または消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	消防法第28条 〃 第36条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水、高潮 水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

2 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告等は、概ね次のとおりとする。特に、津波警報等の情報が入手できない場合にも、覚知した震度に応じて避難勧告等を行う。

種別	基準
避難勧告	1. 日本海沿岸に津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき 2. 強い地震（震度4程度以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき 3. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
避難指示	1. 日本海沿岸に津波警報、大津波警報（特別警報）が発表されたとき 2. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 3. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

3 避難勧告等の伝達方法

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、概ね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

津波による避難の勧告、指示は次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号	
乱打	約1分 ○————	約5秒 休止 ○————

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ウ) 防災行政無線（同報無線）により伝達する。

(エ) 広報車により伝達する。

(オ) 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(カ) 電話により伝達する。

イ 町長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難が必要である状況

(イ) 危険区域

(ウ) 避難対象者

(エ) 避難路

(オ) 避難所

(カ) 移動方法

(キ) 避難時の留意事項

(参考) 情報連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気の始末を完全にすること。

- ・携帯品は、必要最小限に留めること。

（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む。）等）

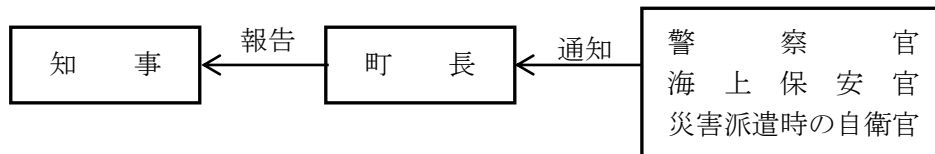
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

ウ 広報車等で行う広報文例は、概ね次の内容とする。

- ・こちらは、防災なかどまり広報です。
- ・ただいま〇〇時〇〇分、日本海沿岸に津波警報が発令されました。
- ・〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに〇〇〇〇へ避難してください。
(※津波到達時刻が判明した場合)
- ・予想される津波の到達時刻は、〇〇時〇〇分です。(繰り返し放送)

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難の勧告または指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告する。



(ア) 町長が避難を勧告し、若しくは指示したとき、または他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 避難勧告等を発令した場合
 - (a) 災害等の規模及び状況
 - (b) 勧告・指示の別
 - (c) 避難の勧告または指示をした日時
 - (d) 勧告または指示の対象地域
 - (e) 対象世帯数及び対象人員数
 - (f) 避難所開設予定箇所数
- b 避難勧告等を解除した場合
 - (a) 避難の勧告または指示を解除した日時

(イ) 警察官または海上保安官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を五所川原警察署長に通知する。

(エ) 知事またはその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を五所川原警察署長に通知する。

イ 避難の勧告または指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官または海上保安官は、その旨を町長に通知する。

4 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難の勧告または指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域または町内（会）などの単位とする。

イ 避難の勧告または指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等があたることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

- ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

第9章 津波対策の教育・啓発

津波防災啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震等を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行させることである。津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、啓発、教育を実施する。

1 津波に対する心得

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- (4) 津波注意報でも、海岸保全施設の海側へは入らない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

この津波に対する心得を絶えず住民等の心に留めておくためには、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施することが大切である。このため、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、各地域の実状（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、啓発、教育を実施する。

2 津波防災啓発の手段

ラジオ・テレビ等の放送施設、新聞、雑誌、広報紙、その他町が発行する刊行物、広報車の巡回さらには講習会、映画会、展覧会を実施し、津波防災の啓発を図る。

3 津波防災啓発の内容

- (1) 基礎的な地震・津波災害に関すること
 - ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民を促すことなど、避難行動に関する知識
 - イ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
 - ウ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- (2) 気象予報・警報等に関すること
- (3) 住民のとるべき措置に関すること
- (4) ハザードマップ
- (5) 津波避難計画の内容

第10章 避難訓練の実施

毎年、大規模地震・津波を想定した防災訓練を企画し、防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら個別防災訓練を有機的に連携させた訓練を行うとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。訓練の方法については、努めて、人・物等を動かさず実働訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

また、訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れるよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

個別防災訓練		総合防災訓練	
1	通信訓練	1	災害広報訓練
2	情報収集伝達訓練	2	通信訓練
3	津波警報伝達等訓練	3	情報収集伝達訓練
4	非常招集訓練	4	津波警報伝達等訓練
5	災害対策本部設置・運営訓練	5	災害対策本部設置・運営訓練
6	避難・避難誘導訓練	6	交通規制訓練
7	消火訓練	7	避難・避難誘導訓練
8	救助・救出訓練	8	消火訓練
9	救急・救護訓練	9	土砂災害防護訓練
10	水防訓練	10	救助・救出訓練
11	水門・陸こう等の閉鎖訓練	11	救急・救護訓練
12	避難所開設・運営訓練	12	応急復旧訓練
13	給水・炊き出し訓練	13	給水・炊き出し訓練
14	その他各機関独自の訓練	14	隣接市町村等との連携訓練
		15	避難所開設・運営訓練
		16	要配慮者の安全確保訓練
		17	ボランティアの受入れ・活動訓練
		18	その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

第11章 その他の留意点

【観光客、海水浴客、釣り人等】

1 情報伝達

防災行政無線や広報車、エリアメールを活用して避難準備情報等を提供する。沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線（同報無線）、広報車、エリアメール等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長 中里消防署長 小泊消防署長	町全住民	広報車、防災行政無線（Jアラート等を含む。）	津波警報
農政課長	全農家	広報車、防災行政無線、口頭	津波注意報
水産商工観光課長	全漁師 観光客	広報車、防災行政無線、口頭	津波注意報

【要配慮者】

1 情報伝達

防災行政無線や広報車、エリアメールを活用して避難準備情報等を提供する。また、発令された避難準備情報等が要配慮者や避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民に確実に届くよう、町及び住民は、電話連絡、直接の訪問等双方向等を基本とする。

障害区分	情報伝達手段
視覚障害者	防災行政無線、広報車、電話、戸別訪問など
聴覚障害者	ファクシミリ、電子（携帯）メール、紙面、戸別訪問など

2 避難行動の援助

行動面で避難に支障を来すことが予想される者にあつては、近所の住民や自主防災組織、福祉関係者、ボランティア等（避難支援者）の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する。避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する。また津波の到達時間や高さ、建物の耐震性、安全な避難場所までの距離等にもよるが、無理をして避難するよりも自宅や近隣等のビル等の上階に避難した方が安全な場合も考えられる。

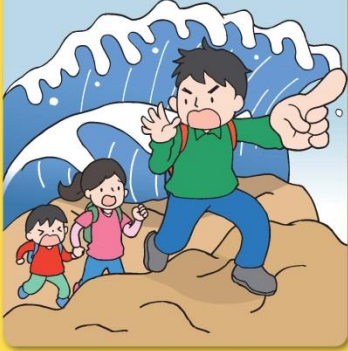
津波の到達時間が短時間であり、屋外への避難が間に合わない場合や避難開始が遅れ津波が迫った場合等で、予想される津波の浸水深が2 m未満の場合には、安全を保証するものではないが、無理に屋外へ避難するよりも建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いと考えられる。

また、津波高2 m（地面から測った浸水深）未満の場合は、建物の耐震性等にもよるが、木造家屋は部分破壊にとどまり、また、鉄筋コンクリートビルは4 m程度の津波には「持ちこたえる」とされている。こうした知識も緊急やむを得ない場合の一つとして、自らの命を守るために身につけておく。要配慮者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位であらかじめ定めておく。

中泊町

津波浸水予測図 津波ハザードマップ

青森県津軽沿岸における津波浸水想定(平成27年3月19日公表)をもとに浸水地域を色分けしたハザードマップを作成しました。
みなさんの住んでいる地域の避難所と避難経路を把握し、津波からの避難対策に役立てましょう。



わが家の防災メモ 避難場所を確認しておきましょう

わが家の避難場所

持出し品の保管場所

家族などの緊急連絡先

家族の名前	生年月日	血液型	会社・学校の電話番号	携帯電話

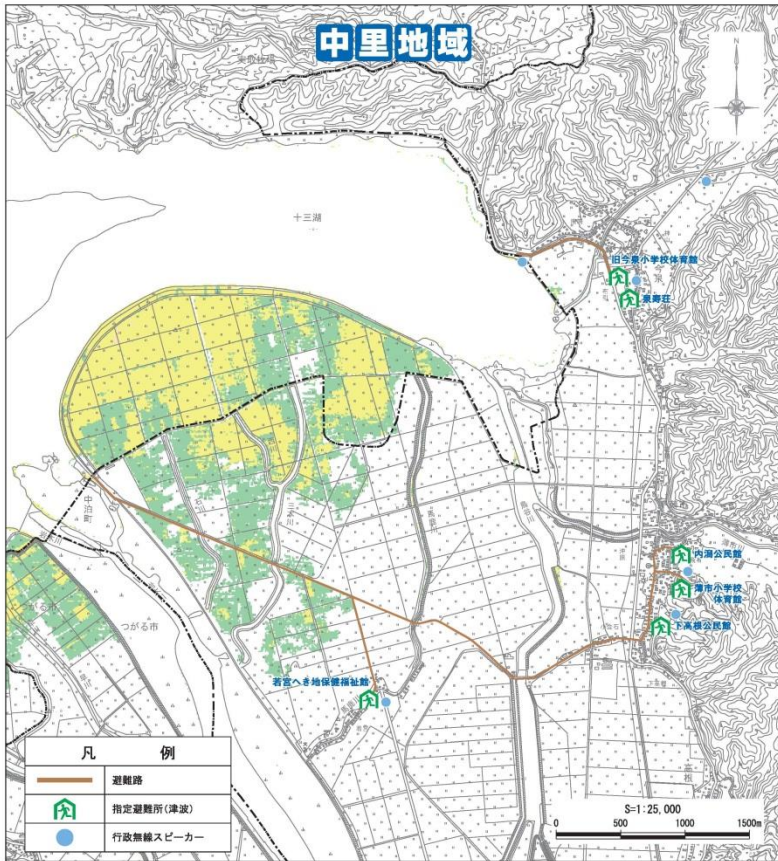
緊急時の連絡先

施設名	所在地	電話番号
中泊町役場	中泊町大字中里字島山434-1	0173-57-2111
中泊町役場小泊支所	中泊町大字小泊字小泊488	0173-64-2111
中里消防署	中泊町大字中里字宝島1-2	0173-57-2370
小泊消防署	中泊町大字小泊字砂山1078-1	0173-64-2375
中里駐在所	中泊町大字中里字紅葉坂18-3	0173-57-2100
小泊駐在所	中泊町大字小泊字砂山1187	0173-64-2110
内泊駐在所	中泊町大字薄市字玉清水21-62	0173-58-2351

お問い合わせ先 **中泊町役場総務課** 〒037-0392 北津軽郡中泊町大字中里字島山434-1
TEL 0173-57-2111 FAX 0173-57-3849
http://www.town.nakadomari.lg.jp

避難施設一覧(津波)

地区	施設名	所在地	電話番号	標高
中里	若宮へき地保健福祉館	田茂木字若宮	58-2363	1.5m
中里	下高根公民館	高根字小金石916	58-2316	4.8m
中里	内湯公民館	薄市字飛石21-2	58-2123	5.0m
中里	薄市小学校体育館	薄市字飛石田野沢187-1	58-2525	13.7m
中里	旧今泉小学校体育館	今泉字布引115-1	57-2111	3.0m
中里	泉寿荘	今泉字布引115-1	58-2096	2.5m
小泊	小泊中学校体育館	小泊字鮫貝196-188	64-2024	49.0m
小泊	稲荷山避難所	小泊字稲荷20-1	64-2111	24.4m
小泊	小泊克雪センター	小泊字築上104-2	64-2111	22.0m
折戸	折戸避難所	小泊字折戸51-12	64-2111	31.3m
下前	旧下前小学校体育館	小泊字湊流36-1	64-2111	37.1m
下前	熊野神社	小泊字下前175-1	64-2349	28.2m



津波避難時の心得

1 揺れがおさまったらすぐに避難

強い地震を感じたり、弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたりしたときには、津波が来る恐れがあります。揺れがおさまったらただちに海岸から離れ、高台に避難してください。場所によっては短時間で津波が到達する可能性があるため、海岸近くにいる場合は、とにかく早く逃げてください。

2 浸水想定区域外に避難

浸水想定区域外に避難したとしても安心せず、より安全な場所を目指して避難してください。

3 河川には絶対に近づかない

津波は河川をさかのぼって、内陸深くまで侵入します。津波の危険がある時は、河川に近づかないでください。

4 津波はくり返し来る

津波はくり返し来襲します。避難指示が解除されるまでは、安全な場所にとどまるようにしてください。

5 避難は原則徒歩

自動車での避難は途中で交通渋滞に巻き込まれたり道路の損傷などで通行できない恐れがあります。高台までの避難に時間のかかる漁港施設や海辺のキャンプ場、災害時要援護者が一緒などのやむを得ない事情を除いては原則徒歩で避難してください。

6 率先避難者になりましょう

率先避難とは「緊急時に周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して避難すること」を言います。必死に避難すれば自分だけの力が助かると同時に、それを見て周囲の人に避難行動を取らせるきっかけになります。



凡例

指定避難所(津波)

NTT災害用伝言ダイヤル 171

災害時には電話が混雑し、家族と連絡がとれない事が多くあります。そんな時には「171」をダイヤルし、利用案内に従って伝言の録音・再生を行ってください。
※災害用伝言ダイヤルは、一般電話の他に公共電話、携帯電話からも利用できます。

録音方法 070 → 0 → 0778 → 自宅の電話番号

再生方法 070 → 2 → 0778 → 自宅の電話番号

高内が混雑します → 市外局番が必要です

非常持出品

災害時に避難する際には、非常持出品を持って避難することが重要です。それぞれの家族の状況にあわせ、チェックリストを活用して非常持出品をリュックサック等に入れて準備しましょう。また、いつでも確実に使用できるように、定期的に点検することも大切です。

みんなに共通するもの(1人分・1日分)

- すぐ食べられるもの(3食分程度)
- 非常用食糧(パスタ・ゼリータイプ)
- 靴(1人)
- その他
- 飲料水(500ml×2本)
- 軍手・手袋
- レインコート・雨かっぱ
- 帽子・ヘルメット・防災ずきん
- 身分証明書(免許証等)のコピー
- 健康保険証のコピー
- 少額の現金(公共電話用10円玉を多めに)
- 常備薬・救急セット等
- ウェットティッシュ
- ティッシュペーパー
- タオル・てぬい
- マスク
- 乾電池(トイレットペーパー(芯を抜いて省スペース化))
- 乾電池(トイレットペーパー(芯を抜いて省スペース化))
- ラジオ+予備の電池
- 懐中電灯+予備の電池
- 予備の眼鏡・老眼鏡・コンタクト
- 携帯電話充電器
- ライター・マッチ
- ビニール袋・ゴミ袋
- 使い捨てカイロ、うちわ・扇子
- 防寒用具(防寒ペーパー、コート等)
- 防寒用具(防寒ペーパー、コート等)
- 防寒用具(防寒ペーパー、コート等)
- ホイッスル(救急要請・防犯用)
- その他必要なもの

小泊地域



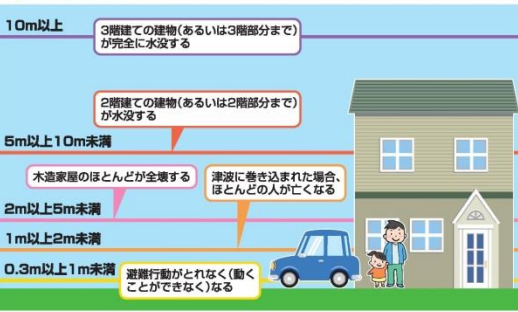
津波警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。また、中泊町で避難指示(勧告)を発令します。

津波警報・注意報の分類と想定される被害

種類	発表される津波の高さ	想定される被害と取るべき行動
大津波警報	10m超(10m<予想高さ)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	10m(5m<予想高さ≤10m)	巨大
大津波警報	5m(3m<予想高さ≤5m)	大津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波警報	3m(1m<予想高さ≤3m)	高い
津波警報	3m(1m<予想高さ≤3m)	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	1m(20cm<予想高さ≤1m)	表記しない
津波注意報	1m(20cm<予想高さ≤1m)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、強風いかに流し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

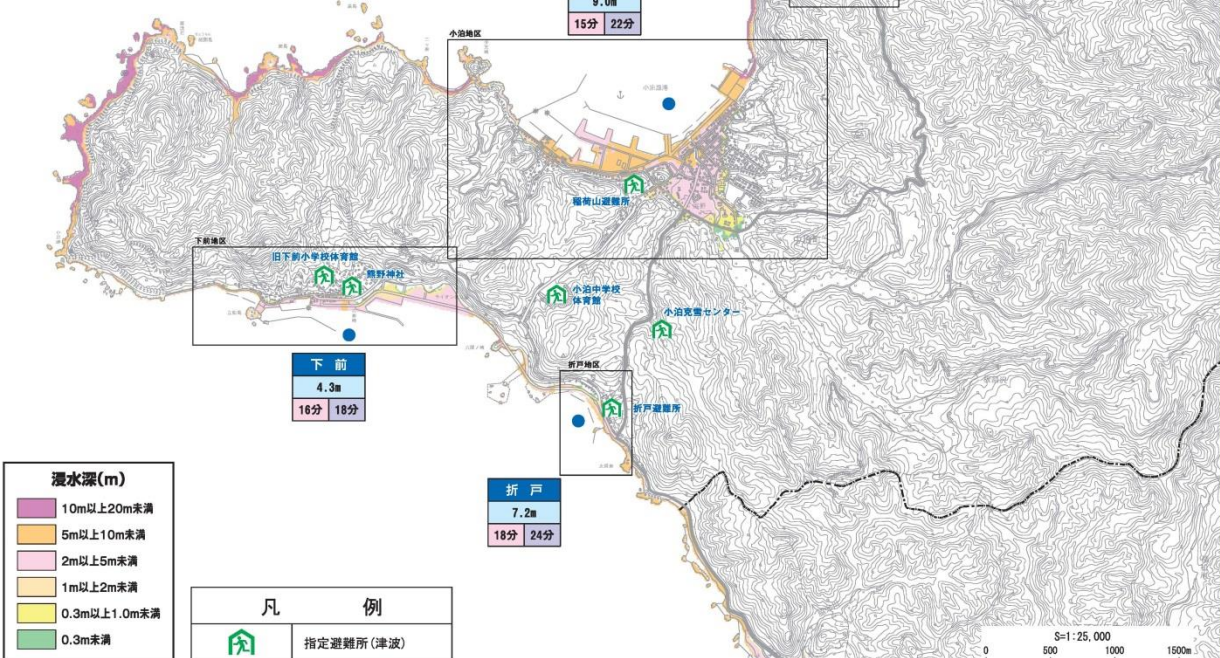
津波浸水深の見方



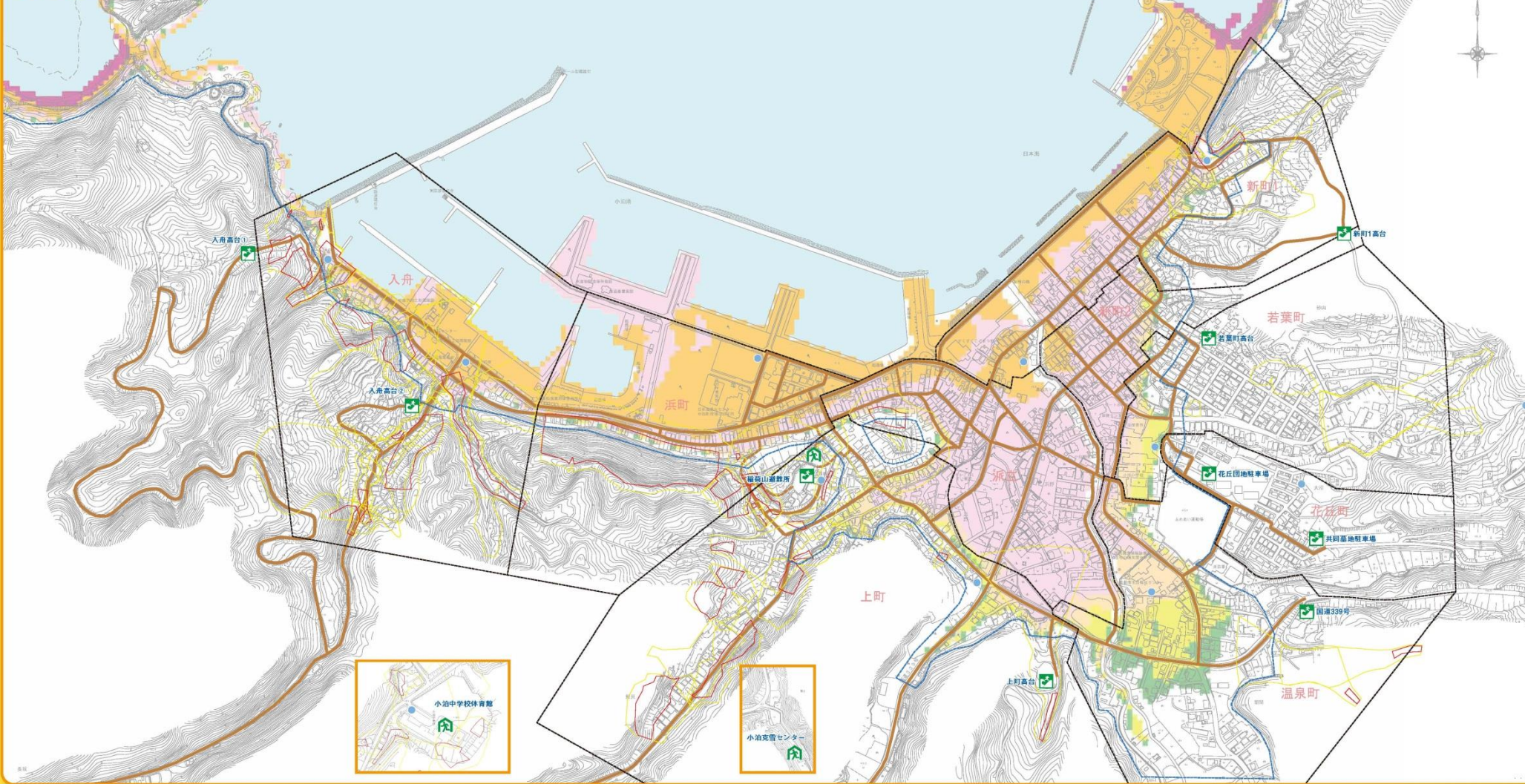
浸水深の考え方

浸水深は、地表面から水面までの高さのことです。マップに表示された浸水深とは、各地点の浸水深の最大値(水位のピーク)を表しています。

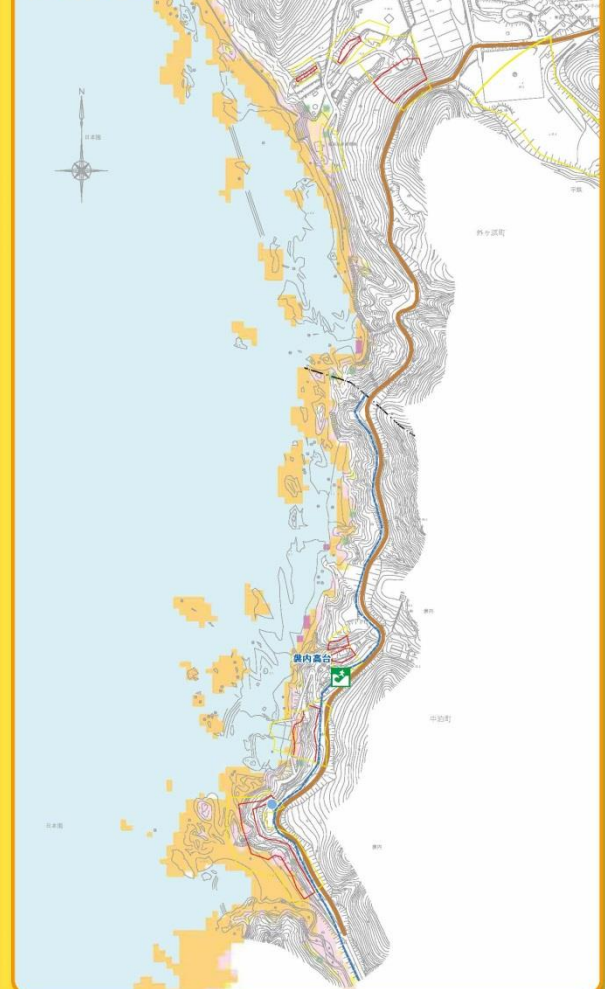
地名	代表地点	最大水位	津波影響開始時間	最大津波到達時間
折戸内	折戸	10.4m	15分	22分
小泊	小泊	9.0m	15分	22分
下前	下前	4.3m	16分	18分
折戸	折戸	7.2m	18分	24分



小泊地区



巽内地区



青岩地区



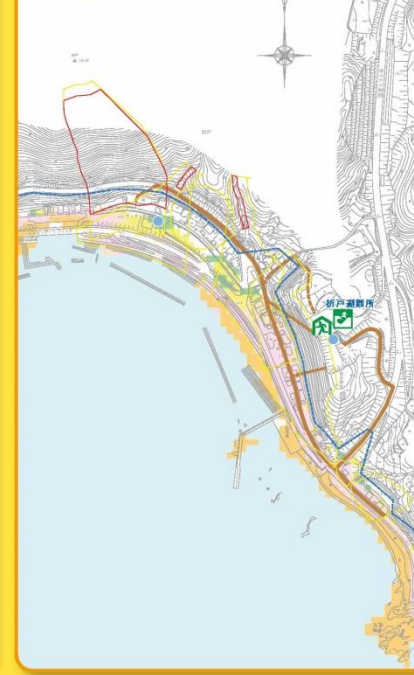
折腰内地区



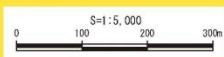
下前地区



折戸地区



凡 例	
	津波避難対象地域
	避難路
	避難路(歩行路)
	津波避難目標地点 (津波緊急避難場所)
	指定避難所(津波)
	行政無線スピーカー
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域



浸水深(m)	
	10m以上20m未満
	5m以上10m未満
	2m以上5m未満
	1m以上2m未満
	0.3m以上1.0m未満
	0.3m未満